

(様式第1号)

平成20年度第3回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日 時	平成20年12月15日(月) 14:00~16:00
場 所	分庁舎2階 大会議室
出 席 者	委員長 三輪 康一 委 員 小林 郁雄, 高野 佳子, 久 隆浩, 前田 由利, 村上 恵美子 姉川 昌雄, 廣田 誠, 徳田 直彦 事務局 山中市長, 岡本副市長, 大瓦技監, 佐田都市環境部参事 林都市計画課長, 岡松都市環境部主幹, 東都市計画課課長補佐 鹿嶋都市計画課主査
事 務 局	都市環境部都市計画課
会議の公開	公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 市長挨拶
- (3) 委嘱状交付式
- (4) 委員紹介
- (5) 事務局紹介
- (6) 会議の成立報告
- (7) 会長選出
- (8) 会長職務代理の指名
- (9) 議事
 - ア 署名委員の指名
 - イ 議題
 - (ア) 諮問事項
阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)景観地区の決定(芦屋市決定)都市計画芦屋景観地区の決定
 - (イ) 報告事項
芦屋市都市景観アドバイザー会議について
 - (ウ) その他
- (10) 閉会

2 提出資料

- (1) 芦屋市都市景観審議会 資料
 - ア 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)景観地区の決定(芦屋市決定)芦屋景観地区の決定 説明資料
 - イ 芦屋市都市景観アドバイザー会議 説明資料
- (2) 工作物に関する指導・助言, 認定について

3 審議経過

- 事務局(岡松) (開会, 資料の確認)
山中市長 (市長挨拶)
山中市長 (委嘱状交付)

事務局（岡松） （委員紹介）
事務局（岡松） （会議の成立報告）
委員 （会長選出：三輪委員を会長に選出）

事務局（岡松）三輪会長，この後の会議の運営をお願いします。

三輪会長（あいさつ）

三輪会長 次第により進めます。8番目「会長の職務代理者の指名」です。会長の職務代理者は，芦屋市都市景観審議会規則第3条第3項で，「会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長が指名する委員が，その職務を代理する。」と規定しています。私は，前回同様に小林委員を指名させていただきます。

三輪会長 次に，本日の会議録の署名委員は，久委員と村上委員をお願いします。

三輪会長 次に，会議の公開についてです。本日の議題には，芦屋市情報公開条例第19条第1項第1号，第2号の会議を非公開にするものはありませんので，会議を公開にしたいと思います。ご異議はございませんか。

委員 （異議なしの声あり）

三輪会長 本日は，傍聴希望者はありますか。

事務局（岡松）ありません。

三輪会長 それでは，議題に入ります。本日の議題は，諮問事項の1件と報告事項の1件です。最初に諮問事項からご審議いただきたいと思います。阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の決定（芦屋市決定）都市計画芦屋景観地区案について，事務局から説明をお願いします。

事務局（鹿嶋） 都市計画課の鹿嶋です。諮問事項の阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の決定（芦屋市決定）都市計画芦屋景観地区（案）について，ご説明させていただきます。恐れ入りますが，座ってご説明させていただきます。

今日，諮問させていただく，芦屋景観地区は，平成8年10月から実施しております，都市景観条例に基づく，本市の優れた景観施策である景観アドバイザー会議による「協議型の景観行政」を活かしながら，景観法に基づく景観地区の認定制度により，景観協議の実効性を高める方策として，市内全域を「芦屋景観地区」として都市計画を決定し，これまでの大規模建築物への景観指導の実効性を高めると共に，大規模建築物以外の建築物についても，屋根や壁面の色彩の基準を設け，景観の保全・創出を行なっていくという考えを柱に検討を進めてまいりました。

都市景観審議会におきましては，5月21日に事前説明をさせて頂き，7月から8月にかけて実施しましたパブリックコメントを経て，10月8日に事前審としてご審議をいただきました。

また，平行して，都市計画審議会へは，5月21日に事前説明を行ない，10月28日に事前審としてご審議をして頂いております。

その後，兵庫県との事前協議を行ない，11月17日より都市計画法に基づく縦覧を行っております。

まず初めに，11月に実施いたしました縦覧結果について，ご報告させていただきます

たいとお思います。事前配布させて頂いております，芦屋市都市景観審議会資料と書いております資料の 8 ページをご覧ください。

縦覧結果と意見書提出状況でございます。縦覧日時としまして，平成 20 年 11 月 17 日（月）から平成 20 年 12 月 1 日（月）までの 2 週間の期間で縦覧を行いました。

縦覧場所は，都市環境部都市計画で行っております。縦覧者数はお一人で，意見書の提出はございませんでした。

事前配布資料のインデックスの ，ページで言いますと 2 ページから 7 ページに都市計画に定める計画書，総括図，計画図をお付けしておりますが，意見書の提出はございませんでしたので，前回ご審議いただいた内容から大きく変更は行っておりませんが，理由書について，簡潔な記述とする方が好ましいと考え，若干の変更を致しております。

また，景観地区の活用に伴う，景観条例の改正の考え方について，前回の審議会でご説明させていただきましたが，構成について見直しを行っておりますので，その点についてご説明させていただきます。

事前配布資料の 9 ページをご覧ください。

条例に定める内容， から に書いております内容については，前回ご説明しました内容と変更は致しておりませんが，1 章から 9 章まである章の構成について，変更を致しております。

2 章に景観地区等，3 章に大規模建築物等の景観協議等，4 章に景観形成地区等ということで，1 章の総則以下，2 章から 4 章の構成については，前に市内全域の景観地区及び景観協議についての事項，その後限定された地域について定める景観形成地区がくるよう，順番の見直しを行い，条例としてより分かりやすい構成となるよう変更を致しております。

続きまして，これまでお示しできておりませんでした，工作物に関する考え方について，ご説明させていただきます。

本日配布させて頂きました資料の 1 ページ，左上に工作物に関する指導・助言，認定についてと書いております A 3 折り込みの資料をご覧ください。

工作物の種類・規模の検討ということで，まず初めに現在，指導・助言の対象としている工作物についてご説明させていただきます。一番左の（現行）工作物と書いてある表をご覧ください。（1）から（17）に示しております工作物で，高さ 10 m を超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は，高さ 4m を超え，かつ，建築物の高さとの合計が 10 m を超えるもの）又は土地面積が 1,000 m² を超えるものを大規模建築物等の届出対象とし，指導・助言を行なってまいりました。

また，景観地区では，工作物の規模に関わらず，全ての工作物を届出の対象とし，指導・助言を行なってまいりました。

今回行います条例改正では，景観条例で工作物として位置付ける構造物は，（条例改正後）と書いております真ん中の表で示すものでございます。

考え方としましては，現行条例の工作物の種類を継承し，これまでの景観地区である景観形成地区内，具体的には南芦屋浜地区において新設，増築等の行為が行われる工作物については，これまでの景観形成基準である景観形成整備計画に適合するよう，指導・助言を継続していくこととしております。

しかし、(現行)工作物の(13)の広告物については、景観地区に制限を定めることができませんので、工作物としての位置付けは出来ませんが、別途、景観条例の指導基準として、周辺との調和や建築物と一体的な意匠とするような配慮を行なうように定めていくこととしており今後も景観誘導を行なっていくことと致します。

また、工作物の中でも、景観地区の景観に支障を及ぼす恐れのあるものについては、大規模工作物として位置付け、景観法による認定審査の対象としていきます。

現行の条例では、高さ10mを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は、高さ4mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が10mを超えるもの)又は土地面積が1,000㎡を超えるものについて、大規模建築物等届出に対し指導助言を行なってきましたが、認定審査の対象とする大規模工作物の規模については、工作物の種類ごとに定めることとし、右端の表、大規模工作物と書いております表にお示しをしております。

(1)の幅員10メートルを越える道路の構造物は、現在、事業中である山手幹線のような、景観に大きな影響を与える新規の道路を対象とし、通常の維持管理、補修等の行為については、適用除外とするように考えております。

(2)の公園の構造物についても、道路と同じく新規の公園を対象とし、街区公園の標準面積である0.25ha、2,500㎡を超えるものを認定の対象としていきます。

(3)の立体駐車場については、高さが8mを超えるものは建築基準法上の建築物として取り扱われますので、規模要件は高さではなく、現在、建築物で1低層、2低層内の行為で届出対象としている建築面積500㎡を準用し、建築面積に相当する築造面積500㎡を超えるものを景観に影響を与えると判断し、認定の対象としていきます。

(8)の大規模建築物に附属する垣・柵など、(9)の大規模建築物に附属する擁壁、(11)の大規模建築物に附属する日よけを認定の対象とすることで、大規模建築物の敷地全体を一体的に審査することで、より良い景観誘導を行なって行こうとするものでございます。

擁壁については単独で建設されるものも景観に大きく影響を与えることから、(10)大規模建築物に附属する擁壁以外の擁壁として、高さ2mを超えるような、人の背丈より高いものは、認定の対象としていくように考えております。

(16)高架道路・高架鉄道・横断歩道橋・こ線橋などの高架の工作物、(17)橋りょうなどの高架工作物については、現在と同じ規模のものを認定の対象とし、その他の工作物についても、これまで同様、10mを超えるものを対象とします。

(12)のアンテナについては携帯電話のアンテナのように、建築物と一体的に設置されるケースが多いことから、支持物を含めた高さが4mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が10mを超えるものについても認定の対象としていきます。

続きまして、工作物の基準についてご説明させていただきます。同じ資料の4ページ(3)(現行)大規模建築物等指導基準(工作物、高架構造物、橋りょう)と書いている資料をご覧ください。

こちらは、現在条例に基づき定めております工作物の指導基準でございます。現在の基準は建築物の基準とほぼ同じ内容となっております。

そして、1枚戻っていただいた、2ページ(2)工作物基準(案)と書いている資料が認定基準の案でございます。

考え方としましては、現在の工作物の指導基準をベースに、建築物の認定基準と整合を図りながら、個々の工作物に該当する項目を整理し、案としてまとめたものでございます。

また、大規模工作物は大規模建築物と同様に、景観法に基づく認定手続きに先立ち、自主条例に基づく手続きとして、景観アドバイザー会議を行なうことで、工作物の種類や立地条件、周辺景観の特徴に基づく、景観への配慮の考え方について、事業者と認定基準の共通理解を図っていくことと致します。

認定審査を行うに当たりましては、認定の手続きを円滑に進めるために、認定審査会にお諮りし、意見をお聞きしながら認定審査を行なっていくような仕組みを考えております。

また、工作物の種類は多種多様であり、基準を補完するため、ガイドラインを整備し、個々の工作物の種類に応じた配慮方法を例示していくことと致します。

以上が、工作物に関する考え方でございますが、本日ご意見頂き、今後、更なる整理・検討を行っていき、より良いものとしていきたいと考えておりますので宜しくお願いいたします。

それでは最後に、景観地区決定までの日程で御座いますが、本日お配りした資料の最後6ページに日程表をお付けしておりますのでご覧ください。

これまでの経過は冒頭お話をさせていただいたとおりでございますが、景観審議会へは本日諮問としてお諮りをさせていただきました。

都市計画審議会へは、年明け平成22年の1月中旬に本審として諮問を行い、その後、県の同意協議を行なう予定としております。

条例改正については、12月下旬に法制協議を行ない、3月議会に上程する予定としており、周知期間を約3ヶ月置きまして、7月1日から施行したいと考えており、都市計画の決定告示についても、条例施行日とあわせて7月1日として、制度をスタートする予定としております。

以上、簡単では御座いますが、芦屋景観地区のご説明とさせていただきます。

事務局(佐田) 本日は、都市計画決定の内容について、諮問をします。工作物のご意見をいただき、1月早々に審議会を開催して、諮問をしたいと思っております。よろしくご審議をお願いします。

久 委員 景観地区では、建築物の場合は、景観法の中に定めがありますが、工作物は、工作物制限条例で規制することになります。芦屋市は、工作物制限条例を単独でつくるのではなく、景観条例の中に追加するということになり、そのことが9ページに書いてあります。景観アドバイザー会議の位置づけとか、あるいは従来からの景観地区の名前を変えて継承していくとかが書かれています。条例改正の諮問になるのですね。

事務局(佐田) そのようになります。

三輪会長 3つの審議項目があります。一つは、景観地区の建築物の制限内容を定めます。これは、諮問に対して、審議会としての意向を決定します。二つ目の工作物は、皆様の意見をいただきます。三つ目の景観条例の改正は、後日、諮問を受けて決定していくことになります。

三輪会長 諮問事項について、委員の皆様ご意見ございませんか。

三輪会長 いかがですか。ご意見ございませんか。案のとおりでよろしいですか。

委員 (異議なしの声あり)

三輪会長 諮問事項，阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の決定（芦屋市決定）都市計画芦屋景観地区の決定については，案のとおりで答申することとします。

三輪会長 工作物の基準等について，ご審議をお願いします。ご意見をお願いします。

廣田委員 道路の構造物，公園の構造物などが含まれているのですが，管理者と協議をされ，同意を得られているのですか。

事務局（岡松） 事前協議は，できていません。平成８年に条例を施行し，芦屋市内で行われる公共工事は，アドバイザー会議に説明をいただいています。基本的に従来の基準を継承しますので，行っていません。

廣田委員 少なくとも，説明はされてはと思います。基準は変わらないということですが，自主条例から認定制度になるのですから，一般の市民の方に対しても同じことだと思います。公共構造物の管理者などへの説明は，当然必要と思います。

事務局（佐田）これまで兵庫県から市に，県のマニュアルの配布もございました。こういう制度ができたという説明はしたいと思います。南芦屋浜は，景観地区内でもあり，十分周知はできていると思います。説明はしたいと考えています。

事務局（大瓦）関係の方面に説明はしていきたいと思います。協力をしていただくために説明は十分したいと思います。

小林委員 説明では，道路や公園は新設以外は考えていないとのことでした。道路や公園に増設や改築は，関係ないということですね。

事務局（佐田）改築は，日常の修繕ではなく，大々的なりニューアルを想定しています。

小林委員 道路や公園に関しては，新設，増設，改築，模様替えという定義はないと思います。

事務局（東）維持管理上のもの。道路のオーバーレイは対象外です。

久委員 阪神高速道路に新しく防音壁をつけるときは，どうなるのですか。

事務局（東）維持管理ではないと判断できると思います。

小林委員 １ページの真中の「（条例改正後）工作物」は，従来のものがあるわけですね。

三輪会長 従来の景観地区，南芦屋浜の関係は，これで従来どおりやっていくということですね。

三輪会長 何か，細かい個別の内容でも，ご意見はございませんか。

工作物に係る内容は，高さが１０メートル以上の大きな規模のものについて適用されるということですね。

事務局（鹿嶋）そのような考え方です。

三輪会長 色彩等の基準は，建築物とほぼ同じ基準ですね。

事務局（鹿嶋）建築物と整合を図っています。

小林委員 大規模工作物の認定基準が非常に細かいですね。基準は，建築の基準以上のものはないということですね。道路の基準は，ほとんど問題とはならない

ですね。

姉川委員 大規模工作物で、例えば阪神高速道路とか、阪神、阪急も将来には高架になるかもしれませんが。そういう高架は、景観に強力に影響する工作物であると思いますが、それらは、この大規模工作物になるのですね。

事務局（岡松）3ページの下の方にあります。

小林委員 色の基準が、書かれていないですね。

廣田委員 1ページの(16)、高架鉄道とか高架道路の5m未満は、対象にはならないのですね。

事務局（鹿嶋）高さが5mを超えるところに、高架道路、高架鉄道、又は横断歩道橋ができる場合は対象となります。そのもの全体が、認定の対象となります。

廣田委員 それは、どこで読み取るのですか。

徳田委員 1ページの1番上に、「認定対象 下記の工作物で、景観地区内において新設、増築、改築、若しくは模様替え又は色彩の変更をおこなうもの」と書いてある。これが、その下の(1)から(17)までにかかるのですね。

小林委員 上に、「認定対象 下記の工作物で、・・・」と書かれているから、(16)高架道路・高架鉄道のところでは、「その他高架の工作物」は、ここには書かなくても良いと言われています。「高架道路・高架鉄道・横断歩道橋・こ線橋その他これらに類するもので、高さ5mを超えるもの。」で良い。他の項目は、工作物は書いてない。それで間違っているのではないかということですね。

廣田委員 そうです。

小林委員 全部が工作物ということですから。(16)のところでは、「高架の工作物」は、いらないのではないかとされています。

小林委員 大規模の範囲を決める必要がありますね。

事務局（鹿嶋）条例改正後の工作物、その右側の大規模工作物、認定の対象とする工作物の種類、規模については、条例の規則の方で、工作物とは何かということの規定することになります。工作物の基準も条例で、具体的には別表の中で定めて、それに適合する必要があるということになります。これが、決定すれば、条例に規定されることになります。

三輪会長 他に何かございませんか。

村上委員 広告物は、条例改正後の工作物の中の(8)番の中に含まれているのですか。

小林委員 左の(13)の広告物を除くことになり、真中（条例改正後）には、広告物は書かれないと聞いたのですが。広告物は、認定の対象とならないのですね。

事務局（鹿嶋）景観法では、広告物の制限については、定めることができない。条例の指導基準として設け、広告物の意匠は、指導していきたいと考えています。

小林委員 景観条例には、広告物のことは残すのですね。

事務局（岡松）条例で、広告物の規制を別に行います。従来どおりです。

小林委員 従来のは、従来どおりということですね。景観条例に広告物はおいておくということですか。

姉川委員 よくないですね。

久委員 屋外広告物条例の制定の権限を芦屋市が持たないといけない。

小林委員 今まで景観条例で何とかできてきたから、今までどおり、景観地区を指定しても、景観条例による今までどおりの指導をしていくのですね。

事務局（鹿嶋）今まで法律に基づかない条例で，指導基準を設けて，指導を行ってきました。これからも自主条例で基準を設けて適合するように求めていくということです。

姉川委員 屋外広告物をコントロールしていく体制を，考えていただきたいと思います。本来は，大規模工作物に入るべきものだと思います。「なぜ広告物が入っていないの。」というのが市民感情だと思います。非常に良くないと思います。例えば，大阪の通天閣のタワーは，工作物に該当します。それに大きく掲げられている広告物は，工作物に該当しない。そういうことになります。そういうあいまいな装飾物的なものが計画されると思います。芦屋に作られるとは，考えにくいですが，大阪市などでは，当然考えられます。可能性が絶対あると思います。そのようなものの方が，当然効果があります。広告物と装飾タワーと，どこでどう分けるか，わからないものが考えられると思います。

小林委員 屋外広告物は，アドバイザー会議でもよく提案されます。自家用看板は，かなり無制限のような規制で，自分の名前を出すものは，誰も何も文句をいえないです。ある程度の大きさの規制はあります。屋上に他所の看板をだすものは，かなり強気に指導できます。屋外広告物法では，自家用看板は，規制をすることは少しむずかしい。よほどひどいものでないかぎりむずかしいと思います。

例えば，通天閣が，「通天閣」と書いたものは，取り締まれないが，他所の「日立」と書いてあれば取り締まれます。

建物を一生懸命審査しても，上に広告物を乗せられたらどうしようもない。ほとんど意味がなくなってしまうと思います。広告物は，突き出し看板，壁面看板などが，景観の大半を占めています。夜は，それしか見えなくなります。言われたように，アドバイザー会議で何を言っているのかということになります。本当は，屋外広告物については，景観の中で扱うべきだと思います。これは，国の法律まで遡る必要があるわけです。

小林委員 芦屋市は，屋外広告物は県が条例を持っていますね。屋外広告物のことを，市でコントロールできないのではダメですね。

廣田委員 景観行政団体になればできます。パブコメでは，そういう考え方を示されています。

小林委員 それが正しいと思いますので，頑張ってくださいたいと思います。

事務局（東）前回の景観審でも同じご意見をいわれました。芦屋市が景観行政団体にならないということではないのです。屋外広告物につきましては，伊丹市は景観行政団体になっていますが，すぐに屋外広告物の独自の取り組みをするということになっていません。どこの市町も財政難ですので，独自に屋外広告物条例を持つと，県からの交付金がなくなるということらしいのです。そういうことも含めて考えていかなければならない現状があるということもご理解いただきたいと思います。景観と屋外広告物が，一体でないとは思っていないのです。

姉川委員 財政も関係があるのですか。

事務局（東）財政も関係します。

廣田委員 現在，県の条例で芦屋市に委任をして，交付金を渡して，事務を行っています。行政団体になり，自らの条例を持たれると，県条例から外れるので，自主財源で行ってくださいということになります。

小林委員 自分の景観を守るのだから自分でやるべきで、そんなところでけちけちすることは無いと思います。

小林委員 県に委任されて行っているものを、何も市がやらなくても良いではないかと、議会でも言うと思います。でも、さっき言ったように景観の根本にかかるところに影響するのですから、自分で行った方が良いと思います。目指すべきだと思います。

三輪会長 将来的な宿題です。工作物基準の内容については、ご意見ございませんか。

小林委員 工作物基準は、最初の立体駐車場などは全ての項目の基準が書かれています。鉄筋コンクリート造の柱などは、外観意匠や通り外観の基準は、はぶいているということですね。全部（基準）は、5つの項目があるべきだが、工作物により該当しないものは、省略されているということですね。中味は、建築物の基準と一緒にということですね。何か違うところがあれば、教えてほしいのですが。

事務局（鹿嶋）ベースは、建築物の基準です。その該当する部分を基準としました。各々の工作物は、横に大きなもの、縦に大きなもの、さまざまな形状がありますので、該当する項目の整理をしたということです。

三輪会長 擁壁などに自然石を使う場合、色彩の基準は、良いのですか。「明度5以上の明るめの色調とし」というのは、色を塗る場合の基準としては、良いと思いますが。自然石などは、黒っぽいものもあります。

三輪会長 「自然素材は、除く。」などを書き加えることが、必要な気がします。事務局（鹿嶋）考え方は、自然石、自然素材は、この基準の対象外なのかなと考えています。着色する場合は、はでな色にならないようにという考え方をベースにしていますので、「自然素材は、除く。」などを書き加え、わかりやすくする必要が有ると思います。

小林委員 日よけの基準に、通り外観とか色彩のマンセル値の基準がないが、これで良いのですか。何か理由がありますか。かなり派手なものがあっても良いということですか。

事務局（鹿嶋）日よけの認定対象は、大規模建築物に付いているものを想定しており、基本的には、「建築物と調和した意匠としなさい。」ということです。この基準で、対応できると理解をしています。

三輪会長 彩度4以下の基準では、鮮やかさがなくなります。まちに活気がなくなります。

事務局（鹿嶋）建築物に附属する日よけ、建築物に該当するものは、建築物の認定対象となるのですが、それ以外のもののために、工作物の方でも基準を設けているのです。日よけは、店舗にある場合に、一部アクセントとして設けられることも想定して、あえてマンセル値でしざると、賑わいを演出するという点で、逆行することになるというケースも考えられるために、マンセル値の基準を設けないようにしている意図はございます。

三輪会長 アクセントカラーの場合は、面積をある程度制限をする場合もあります。壁面などの基準としては、「壁面の3分の1。」にするとか。「ポイントとしてなら良い。」というようなこともあると思います。

徳田委員 大規模工作物の(14)で、「メリーゴーランド、観覧車、ウオーターシュート」があります。こういうのができるのは、遊園地だと思いますが、これらが

できる用途地域は，商業か近商ですか。

ウオーターシュートやメリーゴーランドが，もし市内で建設となったら，議会でも市民の間でも，その是非について論議になると思います。こういう項目を入れておくのは，どのような理由ですか。

事務局（岡松）自然公園法の中で可能性があるということで入れています。

久 委員 今のところは，これらを規制する法律や条例がない。計画される可能性があるので書いている。規定しておかないといけないと思います。

徳田委員 下の石油，ガスなども可能性があります。そういうことと同じことですね。

事務局（佐田）現行上の工作物の中に位置づけていますので，落とすことは危険です。念のために規定しています。

事務局（大瓦）海面もありますので，可能性があるものは，すべて規定しています。

前田委員 「垣，さく，塀，門その他これらに類するもの」に，色彩の基準が定められていますが，ネットフェンスは，白いものより黒いものが目立ちにくいように思います。明度を5以上と規定するのは，どうなのかと思います。

小林委員 黒いものはできなくなります。

前田委員 黒いほうが，目立たないですよ。公園でも，白いとすごく目立って緑が見えにくくなります。

事務局（鹿嶋） ご指摘のとおりと思います。検討します。

徳田委員 この前に説明を受けた防災無線は，高いところに設置されてきました。色とか，デザインについても十分検討してほしいと思います。市に，今度防災無線が設置されます。

事務局（大瓦）防災無線は，全国的に設置されています。自然災害が起きたときに通知しなければなりません。鎌倉や湘南を見てきて，基本的には茶色で，見本は上側が白っぽかったですが，上側の色も茶色系の街路樹に近い色，そのあたりを配慮していきます。スピーカーは，音を遠くまで届かさないといけないので，ある程度高い位置に付けることになります。担当課は，景観に十分配慮していくことを考えています。

三輪会長 マンセル値は，規定されています。

小林委員 アンテナとかに色彩のマンセル値を規定されていますが，これらも規定しないほうが良いと思います。これを規定しますと，かなり白っぽくなります。茶色で少し濃い色は，だめということになります。

廣田委員 全般的に，例外規定を用意しておいたら良いと思います。例外規定の適用ばかりされるのは，困ります。県の景観地区などでも，江戸時代のまちなみのところに，昔からの建物があって，それは基準をクリアしていなくても，認めています。まちとして，そういう景観を守っていくのだから，一律に決めるとそういうものまでなくしていくことになります。

久 委員 現行の基準は，明度，彩度をマンセル値で規定しています。

事務局（東）条例は，運用が柔軟にできます。

三輪会長 法の趣旨から，認定という枠の中で，運用できるのではないかと解釈していますが，そうではないですか。

事務局（東）例外規定の中で建築物も運用される部分があります。工作物も同じよ

うな運用はできると思います。

三輪会長　ご心配の意見もありますので、例外もあるという規定を検討してください。

姉川委員　防災無線の色は、全国的なものですか。

事務局（大瓦）全国的といいましても、市の判断で設置するものです。

姉川委員　その場合、色も指定されるのですか。

事務局（大瓦）それはございません。他市では白っぽい色で作られているところもあります。大体茶色が多いです。建物に付ける場合は建物の上の方につけ、建物の色に合わせて、赤い色のものもあります。構造等特に指導等はありません。

三輪会長　色の具体的な内容、総合的な点も含めて、この基準の運用の仕方について、事務局でご検討をお願いします。

三輪会長　資料の９ページの「条例改正」について、何かご意見はございませんか。

三輪会長　これの新旧対応表はどうなりますか。

事務局（鹿嶋）概ね作成しています。

事務局（佐田）骨子的な部分は、説明させていただきます。

三輪会長　それでは、次の議題、芦屋市都市景観アドバイザー会議について、ご説明をお願いします。

事務局（岡松）芦屋市都市景観アドバイザー会議の委員も、前回の委員の皆様をお願いをしています。本審議会の委員からは、小林委員と前田委員にお願いしております。

特別委員には、大阪大学の小浦先生、神戸大学の末包先生、大阪市立大学の嘉名先生をお願いしています。

三輪会長　小林委員さん前田委員さんよろしくをお願いします。

三輪会長　次に、その他として何かありますか。

事務局（岡松）次回の審議会は、１月の中旬ぐらいに開催できたらと考えています。

三輪会長　事務局から日程調整のお願いがあると思います。よろしくをお願いします。本日の景観審議会は、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（閉会）